

公益財団法人 日本ゴルフ協会 常務理事会規程

制定 平成 28 年 12 月 13 日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の定款第39条第2項の規定に基づき、この法人の目的及び事業を円滑に遂行するための常務理事会に関し、必要な事項を定め、それによって常務理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 常務理事会は、以下の理事によって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 8名以内

(所管事項)

第3条 常務理事会は、会長の諮問機関として、会長からの諮問に対する答申、理事会決議事項に関する事前審議及び理事会報告事項に関する情報共有等を行う。

(招集)

第4条 常務理事会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 常務理事会を招集するときは、常務理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、常務理事会の日の1週間前までに各構成員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、常務理事会は、その構成員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(関係者の出席)

第5条 常務理事会には、必要に応じ審議事項に關係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第6条 常務理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の結果を記載又は記録しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(定めのない事項)

第8条 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。